

固定資産税

ご自身の固定資産についてしっかりと把握されていますか？

税務課 資産税係 ☎ 22-3148

固 定資産税（土地・家屋・償却資産）は、1月1日現在、所有者として登記（登録）されている方に課税されます。しかし、家屋の滅失（取り壊し）や未登記家屋の所有権移転などの情報は、把握が困難なため、課税誤りや課税漏れとなる可能性があります。

平成29年中に次に該当する事例がありましたら、お手数ですが税務課資産税係にご連絡ください。

- 家屋の新築、増築、取り壊し
- 未登記家屋の売買、贈与などによる所有権移転
- 家屋の用途変更（住宅から店舗への変更など）
- 土地の利用状況の変更（地目の変更など）

※税務課または各支所で行する『名寄帳証明書』や毎年5月に送付している『固定資産税納税通知書の課税明細書』をご覧いただき、ご自身が所有する固定資産のご確認をお願いします。

申告方法や提出期限など

● 申告方法

12月下旬に「償却資産申告書」を郵送しますので、届きましたら所有する資産をご記入のうえ、下記期限までに提出してください。前年度と資産の状態が変わらない場合も申告が必要です。
※新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が届いていない方は、税務課資産税係までご連絡ください。

● 提出期限・提出先

（提出期限）1月31日（水）
（提出先）税務課資産税係または各支所市民係

● 償却資産の種類

- ▶ 構築物（看板（広告塔など）舗装路面、門、塀など）
- ▶ 機械及び装置（各種製造・加工機械、農業用機械、太陽光発電機器など）
- ▶ 車両及び運搬具（大型特殊自動車など※自動車税・軽自動車税が課税されるものは対象外）
- ▶ 工具器具及び備品（商品陳列棚、パソコン、レジスターなど）

● 課税標準額の軽減措置特例

償却資産には、資産の用途や取得時期に応じて課税標準額が軽減される各種特例があります。

● 過年度更正と遡及（さかのぼり）課税

申告・調査などにより更正が必要になった場合、資産の取得時期に応じて最高5年度分さかのぼって税額の再計算を行います。（過年度更正）

固 定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使う資産（償却資産）についても課税されます。平成30年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、その所有状況を申告していただく必要がありますので、期限までに提出をお願いします。

固定資産税は、事業用資産（償却資産）にもかかります

CITY INFORMATION

1,000万円^(税別)～
安心の平屋
「木の家」

良質の住宅をできるだけお安くご提供します



県民住宅協同組合

熊本市中央区水前寺4-54-4 ☎096-213-1500
営業時間/9:00～18:00、年中無休
会社法人等番号 3300-05-009148

県住協 検索

☎0120・1500・78

広告



熊本地震に係る被災代替家屋 及び被災代替償却資産に対す る固定資産税等の特例

熊

本地震により、滅失または損壊した家屋（被災家屋。ただし、り災証明書の被害の程度が半壊以上のものに限る。）の所有者等が、平成33年3月31日までに被災家屋に代わる家屋を新たに取得・改築した場合には、当該取得・改築された家屋（代替家屋）の税額のうち被災家屋の床面積相当分（一部改築の場合は、被災家屋の床面積から改築部分以外の床面積を控除した床面積相当分。）について、その取得・改築した年の翌年から4年度分につき、固定資産税を2分の1に減額する特例措置が設けられています。（対象要件は以下のとおり）

また、同じ理由により、平成33年3月31日までに償却資産（代替償却資産）を取得・改良した場合も、取得・改良した償却資産の固定資産税の課税標準を、その取得・改良した年の翌年から4年度分につき2分の1の額とする特例措置が設けられています。詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。

被災代替家屋の特例措置対象要件

●減額適応対象者

- ▶被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）
- ▶被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
- ▶代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ▶被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等

●被災家屋の要件

- ▶平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋
- ※原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上であること（又は、平成28年度分の固定資産税において、減免が適用される程度（損害割合20%以上）の被害を受けていること）
- ▶取り壊し又は売却等の処分がなされていること

●代替（適用対象）家屋の要件

- ▶被災家屋に代わるものとして取得した家屋
- ※原則として、種類（用途）又は使用目的が同一であるもの
- ▶被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

●取得期限

平成28年4月14日～平成33年3月31日に取得（中古含む）・改築されたもの

●減額対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した家屋（原則として、り災判定が「半壊」以上のもの）の床面積相当分の固定資産税の税額を2分の1に減額します。

診断・見積もりは無料!!



(株)アイザックアワジ

<http://www.aizac-awaji.co.jp/>

◀ 傾いた住宅 修復できます!! ▶

阪神淡路大震災を契機に22年以上の実績がある、被災家屋復旧のスペシャリストです。
全壊判定でも大半が修復可能です。
当社特許商品のパワースジカイで地震に強い家に修復できます!

お気軽にお問い合わせください



info@aizac-awaji.co.jp

起こしにくい



0120-054219

受付時間 9:00~19:00 (平日)

熊本現場事務所 〒861-1115 熊本県合志市豊岡465

本社 〒656-1743 兵庫県淡路市斗ノ内1386-1

障 害 者 週 間

12月3日(日)から12月9日(土)は「障害者週間」です

福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

12月3日から9日までは、「障害者週間」です。市民の皆様が障がい者の福祉について理解を深めていただくとともに、障がいのある方が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。

市では、身体・知的・精神障がい者やその家族を支援していますので、お気軽にご相談ください。また、障がいの種別や状況に応じた福祉制度をまとめた「障がい福祉のしおり」を福祉課及び各支所に設置していますので、ご希望の方はお申し出ください。

なお、障がい者制度の概要については以下のとおりです。

各種障害者手帳・障害者制度の概要

身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある方に、熊本県知事から交付される手帳です。『障害』の程度は、重い方から順に1級～6級まで分けられています。

[申請手続き]

身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真(たて4cm×よこ3cm)・印鑑

療育手帳(知的障害者福祉手帳)

知的障がいのある方がさまざまな制度を利用する際に必要となる手帳です。障がいの程度によってA(重度)とB(中・軽度)に分けられます。

[申請手続き]

手帳交付申請書・写真1枚・印鑑

※申請後、申請者ご自身が熊本県福祉総合相談所に出向き判定が必要。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期(6カ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため熊本県から交付されます。

[申請手続き]

申請書・診断書(精神障害者保健福祉手帳用)・写真1枚・印鑑

※精神障がいを事由とする障害年金を受給されている方は診断書に代わり年金証書で申請することも可。

特別障害者手帳

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給される手当です。(所得による支給制限あり。)

[手当額] 月額 26,810 円(金額は変動)

<以下の方は該当しません>

- 障害者支援施設などの施設に入所している人
- 病院・診療所等に3カ月を超えて入院している人

障害児福祉手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の障がい児(20歳未満)に対して支給される手当です。(所得による支給制限あり。)

[手当額] 月額 14,580 円(金額は変動)

<以下の方は該当しません>

- 肢体不自由児施設などに入所している人
- 障がいを支給事由とする年金給付を受けている人

特別児童扶養手当

20歳未満の精神(知的)または身体に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方に対して支給される手当です。児童福祉施設に入所している児童は支給できません。

[手当額]

1級 月額 51,450 円

2級 月額 34,270 円(金額は変動)

重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障がい者(児)が各医療保険で医療などを受けた場合は、その一部について市が助成します。

(対象者)

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給相当者で「重度心身障害者医療費受給資格者証」をお持ちの方(助成額)

[入院外] 医療費/月 - 1,020 円 = 助成額

[入院] 医療費/月 - 2,040 円 = 助成額

※1 医療機関ごとに上記負担金が必要。

※高額療養費などは除く。

阿蘇市身体障害者等地方年金支給制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に月額5,000円を12月に支給するものです。

※福祉施設に入所している方は除く。

放課後児童クラブ

平成 30 年度 放課後児童クラブ入所のご案内

福祉課 子育て支援係 ☎22-3167

放課後児童クラブ(学童保育)とは？

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とします。

阿蘇市でも、少子化対策と児童の放課後の安全確保の一つとして、放課後児童クラブを設置しています。運営は保護者の負担金と市から運営団体への委託料を基に行われています。

平成30年4月から放課後児童クラブへの入所を希望される方は、次のとおり申込みをしてください。期日までに申し込まれない場合は、入所ができません。注意が必要です。

阿蘇市放課後児童クラブの設置状況及び入所申込

入所申し込みの際は、各放課後児童クラブに備え付けの「入会申込書」と必要書類を添付のうえ、下記の申込先に期日までにお申し込みください。
なお、長期休業期間中のみの利用を希望される方も、この期限内にお申し込みください。

申込期限
1月31日(※)

校区	一の宮小学校	阿蘇小学校	阿蘇西小学校	内牧小学校
クラブ名	一の宮まどか学童クラブ	へぎすい元気っ子クラブ	阿蘇西アイガモ学童クラブ	うちのまきスマイルキッズクラブ
場所	一の宮小放課後児童クラブ(旧一の宮給食センター)	阿蘇小学校 体育館 2 階	阿蘇西小学校 旧校長宿舎	内牧小学校 体育館 2 階
申込先	社会福祉法人まどか会	社会福祉法人やまなみ会	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会	
電話	080-4311-0990	35-5211	32-1127	
負担金 (一人当たり月額)	4,500 円			
時間	月～金	14:30～18:00	14:30～18:00	放課後～18:00
	土曜	7:30～18:00		
	長期休暇中	7:30～18:00		

※長期休暇中は、負担金が変わります。また、年会費及びスポーツ安全保険に加入のための保険料も別途必要となります。(金額はクラブにより異なります)その他、ご不明な点は各申込み先へ直接お尋ねください。

※各クラブ定員になり次第締切となります。

めがね・補聴器・時計・宝飾・金・プラチナ高価買取

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店

阿蘇品 伸二

●認定眼鏡士 SS級
●認定補聴器技能者 (登録番号10-2835)
●古物商許可証 第931120000255号

■営業時間 / 8:30-19:00
■定休日 / 1月1日～4日

あそしな時計店

TEL/FAX 0967-22-3619
携帯電話 090-4678-2995

URL: <http://asoshina-tokel.com/>
E-mail: yspqj409@yahoo.co.jp

あそしな時計店 検索

